

埼玉育児院初期の軌跡Ⅱ

—小島乗眞と發智庄平—

大塚 良一

[抄 録]

埼玉県で初の児童養護施設である「埼玉育児院」については、その成り立ちに不明瞭なところが多く、特に、創始者である小島乗眞は途中で育児院を辞職している。小島乗眞は天台宗の僧侶であり、苦難の末に育児院を開設している。しかし、法人設立の認可を受け、代表が乗眞ではなく、当時、黒須銀行の頭取である發智庄平に変わっている。乗眞は現在の埼玉県嵐山町にある安養寺の住職であったが、私財を整理して育児院の法人認可を行っているが、その後、数年で身を引いている。本研究は、初期の「埼玉育児院」に何があったのか、また、乗眞はなぜ育児院を始め、辞めたのかなどについて明らかにしていくものである。

論文構成としては、創始者である乗眞についての全体像をおさえる「埼玉育児院初期の軌跡Ⅰ—小島乗眞の足跡と思想—」、さらに、なぜ、小島乗眞が埼玉育児院を離れたのかを中心とする「埼玉育児院初期の軌跡Ⅱ—小島乗眞と發智庄平—」のⅡ部構成とする予定であったが、論文をまとめるにあたって、大木隆次郎の子孫の方が保有していた小島乗眞から比企郡長秋葉保雄あての「陳情書」(控とおもわれる物)を新たに発見することができた。そのため、發智庄平を中心とした「埼玉育児院初期の軌跡Ⅲ—發智庄平と埼玉育児院—」を入れ、Ⅲ部構成とすることとした。

また、「埼玉育児院初期の軌跡Ⅰ—小島乗眞の足跡と思想—」については、すでに、佛教大学教育学部論集第34号にて発表している。本研究では、小島乗眞と發智庄平との関係を追求し、乗眞がなぜ埼玉育児院を辞めるのかについて考察していくものである。

キーワード：埼玉育児院、日本弘道会、澁澤榮一、赤裸々ノ告白

1 はじめに

埼玉育児院初期研究については、幾つかのことを明らかにした。特に、1972(昭和47)年に嵐山町の長島喜平が発見した「埼玉育児院設立時の集合写真」は、『小川案内附近郷名所寫真

帖」（1917）で掲載されたものと同一であることが分かった。また、「埼玉育児院設立時の集合写真」の小島乗眞は「子どもを抱いている夫人の右隣ではなく、2番目である」ことが乗眞の新たな写真から明らかになった。さらに、小島乗眞の父親は小嶋乗寛であり、安養寺は三世代にわたり寺子屋をしていたことや、松山町最初の移転地「長多屋」の写真が検証できた。なお、一部、資料ではこの写真を「育児院が一時滞在していた發智家建物（当時武揚館と呼んだ）」と紹介している。また、埼玉育児院が松山に移転したのは、檀家との諍いがあったと伝えられているが、移転時には檀家からの理解のもとに移転しているなどである。

なお、「埼玉育児院の初期の軌跡Ⅰ」について、本論、年表の中に「1914（大正3）年1月24日、松山警察署小川分署に出頭。留置される」と記したが、「埼玉育児院經過ニ関スル赤裸々ノ告白」の中では、「二十四日小川警察分署ヨリ通知ニヨリ余ノ同署ニ出頭セルヲ以テ院兒死亡ノ爲メ召喚セラレタル者トナシ其ノ儘留置セラルベク取沙汰セルニ直ニ歸院セルヲ以テ隣人何レモ呆氣ニ取ラレ居リシ滑稽サヘ演出セラレ檀徒ノ反抗ハ再び猛然トシテ爆發セリ」とあり、留置された事実はないことから、「1914（大正3）年1月24日、松山警察署小川分署に出頭。隣人などから留置されたのではないかと取沙汰される」と訂正したい。

本編では、第Ⅱ編として、埼玉育児院が法人認可を行う時の公文書から、埼玉育児院に何があったのか、發智庄平を中心とする人との繋がりや日本弘道会について考察し、乗眞がなぜ埼玉育児院を辞職するに至ったかを解き明かしていくものである。

なお、本論文は社会福祉関係の歴史論文であるため、現在では使われない差別的用語を当時のままに使用することをお許し願いたい。

2 時代背景と養育院

明治初期の大きな課題としては、富国強兵・殖産興業が挙げられる。国を富ませるために資本主義経済をとり入れ、国家の近代化を促進した。また、江戸時代に関しては戦闘要員を武士階級が行っていたが、近代兵器の発達により階級制が変革され、一般平民が戦闘要員としてかわるようになってきた。そのための人員確保が早急の課題であり、明治政府の国策として富国強兵が進められた。

これらの課題を達成するために、児童福祉政策では取り締りと保護の政策を取っている。吉田久一（1960）は、「明治初年の児童保護は、本問題に対する取締りと保護から出発したといえよう。そして、本期の本問題は貧困が中心であったから、救貧の角度から教育として捉えることが妥当であると思う。墮胎・殺児・棄児対策では先づ取締りが強く行われた。懐妊しながらこれらの所業を行った場合は、人を殺したと同じ道理という立場で拘引をなし、処分した場合もある（『司法省日誌』7年12月）」。また、墮胎を行った産婆の取締りも厳重に行われ「元來産婆ハ人之性（生）命ニモ相拘不_レ容易_ニ職業ニ付」（『東京城日誌』）と戒め、売薬や墮胎等

の取扱いを禁じた。東京府では産婆教授所を設けた(『御布告繫』)。これらの取締りは純粹に倫理的立場というばかりではなく「人民ヲ繁育シ五倫ノ道ヲ敦クスル」(『東京府記』元年9月5日)というように、富国強兵策の一翼としての人口増殖という課題も担っていたのである¹⁾といている。

明治時代の児童保護政策の代表的なものとしては、「恤救規則」と「棄児養育米規則」が挙げられる。「恤救規則」は1874(明治7)年に制定されその対象者は、70歳以上の廢疾者・老衰者・長病者、13歳以下の孤児など、鰥寡孤独の窮民で、支給は高齢者には年間1石8斗分、病者には男1日米3合分、女2合分、子どもには年間7斗分の下米換算の現金給付で、国費救済が基本となる官治主義をとった。そのため、貧困問題は徳川時代と比べると質量ともに変化したが、この変化に対して恤救規則では対処することができなかった。吉田は「一九年三月内務省は『恤救規則心得第八条一家数人救済ノ事』を訓令し(『官報』八〇五号、一九.三.一二)恤救請願は一家数人の救助にわたる場合も本省に伺いをたてずに府県に委任することにした。その限りでは分権性をとったのであるが、本訓令は一方では区町村救助方法や親戚隣保相救の情誼の欠如を叱責して、精密調査によって官救を減少すべきことを訓令している²⁾」といている。

また、恤救規則より少し前の1871(明治4)年に明治政府は棄児養育米給与方を定めた。町村が捨子を第三者に委託養育する場合や個人に養い子として保護を託するときには、子が15歳(のちには13歳)になるまで養育米を官給することとしたものである。実際には、「従来棄児教育ノ儀所預リノ分ハ養育米被下貰受人有之分ハ不被下候処自今預リ貰受ニ不拘棄児当歳ヨリ十五歳迄年々米七斗ツ、被下候間実意養育可致事」(明治四年太政官達第三百号)³⁾というものであり、1873(明治6)年4月、太政官達第一三八号で、年齢を満一三迄引下げ(『太政官日誌』六年六〇号)とある。「棄児養育米給与方」に対して吉田は「これら児童の教育制度の運用は恤救規則のような純然たる濟貧恤窮と異なるので、多分に教育的契機もみられるのであるが、総じていえば規則の適用は嚴格であった。懲役等となった親が発見された場合、その棄児はこれらの規則に該当しないという内務省の三重県への指令もみえる。また、貰受人がある場合も十三迄は肩書に棄児と記載させ、その後始めて父母不明とさせ、無宿でも有籍の場合は恤救規則で取扱わせた(『内務省日誌』)。本期における児童の教育には救貧の性格がこく、児童保護的理念にはほど遠かった⁴⁾」といている。

さらに、保護政策として養育院等への保護収容が挙げられる。児童養護施設のさきがけは、松方正義による「日田養育館」である。松方正義は1835(天保6)年、鹿児島県の生まれであり、蔵相、首相を歴任し、日本赤十字社社長、枢密顧問官、議定官、貴族院侯爵議員、内大臣を歴任。日本銀行の創立、金本位制度の確立など、財政指導者として功績を残す。元老として重きをなした⁵⁾。その松方が大久保利通の推挙で1868(慶応4)年4月25日から1870(明治3)年10月3日までの3年間、日田県知事に就任している。知事についての松方は咸宜園門下生の医者

たちと協力して養育館設立を計画。日田の豪商からの寄付金も受けて「日田養育館」を1869（明治2）年6月に完成させた。「日田養育館」については「門前に子どもを置いていくことを認めると、夜間に子を置いて去る人が相次ぎ、150人余りに達したと記録に残る⁶⁾」とあり「間引き」「捨子」等の悪習があった地域改革のひとつでもある。

なぜ、松方がこのような取り組みを行ったのかについては、松方の生い立ちに端を発すると考える。松方正義の『松侯訓話』によると「私の父母は當村（谷山村）の者にて父の姓は松田と稱へたが後鹿兒島の松方家に養子に入り私は其家に生まれた者で當地には先租の墓もあり平井松田山下等の親類も多いから一略一母は十一歳の時に無くなり父も亦十三歳の時歸らぬ世の入となった両親共に無くなり私の家は頗る貧乏であった加ふるに私の兄も亦五人の子供を残して此の世を去ったので此の五人の子供と兄の未亡人と共に細き煙を立てつゝ私は自ら米搗^{註)}きまで遣つたのである⁷⁾」とあり、これらの体験が社会事業を行わせる素地にあったと考察できる。

明治初期の児童収容施設については表—1のとおりであり、1879（明治12）年の仏教諸宗派

表—1 明治初期の「児童保護収容施設」

設立年	施設名	備考
1869(明治2)年	日田養育館(大分)	松方正義は咸宜園門下生の医者たちと協力して養育館設立を計画。同年6月に完成。 ^{註1}
1872(明治5)年	東京府養育院	2000(平成12)年4月廃止(東京府養育院, 東京市養育院, 東京都養育院と名称変更)
	横浜仁慈堂(横浜)	カトリックの修道女メール・マチルド・ラクロが設立した。明治8年に正式な孤児院として認可された。昭和16年に太平洋戦争の開戦により歴史を閉じる。 ^{註2}
1874(明治7)年	浦上養育院(長崎)	ド・ロ神父と岩永マキにより開設。
1875(明治8)年	愛育舎(大阪)	社会事業家大野唯四郎により孤児収容施設愛育社を設置, のち堺市愛育社となる。
1877(明治10)年	神戸女子教育院(兵庫)	エマー・ヴィヨン神父「女子教育院」(幼きイエズス修道会孤児院)を設立。 ^{註3}
1878(明治11)年	聖母緑女学校(函館)	3名の修道女によって元町の地に施薬院・孤児院とともに授産所が開かれ, 裁縫・編み物などが指導された。「仏蘭西女学校」などと呼ばれていたが, 学科を定め, 19年1月正式に聖保祿女学校として開校した ^{註4} 。
1879(明治12)年	福田会育児院(東京)	仏教諸宗派合同で貧窮孤児, 貧児救済を目的として東京茅場町の智泉院内に設立された育児施設である。
1880(明治13)年	奥浦慈恵院(長崎)	仏人神父マルタン師が福江島最北端, 間伏の泊に辿り着き, 間伏から奥浦地区堂崎に来て布教活動を行っていた。マルタン神父は奥浦地区大泊に「子部屋(捨てられた子供達を育てる家)」を建て, 神父と同行していた浜崎ツイが大泊に移り住み「子部屋」が誕生した ^{註5} 。
	鯛之浦養育院(長崎)	仏人神父ブレル師, 篤志婦人が博愛の趣旨に基づき土地, 建物を購入し, 孤児, 貧児貧困家庭児の要保護乳幼児の養育を始める。

1883(明治16)年	善光寺養育院(長野)	天台宗僧侶奥田貫照国師が提唱。生活困窮者や遺棄児童を救済するために創設された。現在、社会福祉法人大勸進養育院三帰寮となっている。
1884(明治17)年	神道祈禱所(大阪)	社会事業家池上雪枝が非行少年の保護指導を行った。
	高知慈善協会(高知県)	貧困児の居宅保護を始めた。明治41年、田中稲生経営の高知育児院を吸収。明治43年育児部を博愛園と改称した。 ^{注6}
1885(明治18)年	私立予備感化院	高瀬真卿によって設立された日本最初の組織的な少年感化院。翌年東京感化院と改称。
1886(明治19)年	愛知育児院(愛知)	有松紋の紺屋(染物屋)の森井清八が熱田伝馬町の正覚寺境内で愛知育児院創設。真宗大谷派が支援。
	京都聖嬰会(京都)	創立者メール・セン・メリー、女子教育院として設立。
1887(明治20)年	岡山孤児院(岡山)	キリスト教徒の石井十次が始める。
	玫瑰塾(東京)	関口教会玫瑰塾、レイ神父は、1887年、浅草にあった玫瑰学校(マイカイガッコウ)を現関口教会地に移し、聖母仏語学校という神学校を設立した。 ^{注7}

出所：大友昌子「養護施設とその社会的背景—養護施設の設立目的の考察を中心に—」日本女子大学社会福祉学科紀要、1973年。吉田幸恵「社会的養護の前史—明治期における児童救済事業の展開—」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間研究学科第17号』2012年を参考に作成。

注1) 2018年11月21日 西日本新聞「明治期の日田に児童福祉の先駆的施設『養育館』 門前に子を置くこと容認」から引用。

注2) 日本には1872(明治5)年、フランス人マザー・マチルド・ラクロが4人の修道女を伴って来日、横浜の山手に事業を開始し、3年後には東京にも進出しました。今日、幼きイエス会は本学園の他に、東京四谷、横浜、静岡、福岡の雙葉学園、横浜のインターナショナル・スクール、長崎の聖マリア学院において教育に献身し、学校以外の宣教活動も教会と連携して行っています。出所：「田園調布雙葉学園」HP <https://www.denenchofufutaba.ed.jp/about/barre.html>;2013.5.19閲覧。

注3) ヴィヨンは明治10年(1877)7月、神戸天主堂のそばの裏町一番地に「女子教育院」(幼きイエズス修道会孤児院)を設立しました。当時神戸で孤児や棄児を受け入れるのは、この施設だけでした。出所：神戸女子大学図書館HP「神戸で生まれた女子教育」<http://lib.yg.kobe-wu.ac.jp/exhibition2010.html> 2013.5.19閲覧。

注4) 幕末から函館に関係のあったカトリック教会は、1911年に来函した3名の修道女によって元町の地に施薬院・孤児院とともに授産所が開かれ、裁縫・編み物などが指導された。「仏蘭西女学校」などと呼ばれていたが、学科を定め、1919年1月正式に聖保祿女学校として開校した。出所：「函館市史デジタル版 通説編 第2巻 第4編 箱館から近代都市函館へ」http://archives.c.fun.ac.jp/hakodateshishi/tsuusetsu_02/shishi_04-10/shishi_04-10-03-04-05.htm;2013.5.19閲覧。

注5) 児童養護施設 奥浦慈恵院—shimania2013.5.19閲覧。

注6) 「社会福祉法人 高知慈善協会」HP <https://www.jizenkyokai.or.jp/jimukyoku/enkaku.htm>;2013.5.19閲覧。

注7) 「関口フランスパンHP」https://www.sekiguchipan.co.jp/sekiguchi_co.html;2013.5.19閲覧。

合同で設立した貧窮孤児施設「福田会育児院」ができるまでは、そのほとんどがキリスト教徒の施設であった。福田会育児院の初期について、野口武悟、宇都榮子他(2011)は「福田会育児院は、1879(明治12)年、仏教諸宗派合同で貧窮孤児、貧児救済を目的として東京茅場町の智泉院内に設立された育児施設である。明治期当初の神仏分離政策に伴って起こった廃仏毀釈運動によって大打撃を受けた仏教界は、様ざまな体制立て直し策を図っていく⁸⁾」とっており、当時の廃仏毀釈とキリスト教徒による慈善活動に仏教界全体として取り組まなければとの姿勢がうかがえる。そのため設立に関しては「臨濟宗妙心寺派臨濟寺住職の今川貞山、旧幕臣

杉浦謙、国学者の伊達自得の3名が創設の儀を起し、山岡鉄太郎（鉄舟）、高橋精一（泥舟）、地廻米穀問屋川井文蔵、落語家三遊亭円朝、居士仏教者の島田蕃根、弘教新聞局長、明教書肆経営者であったと思われる山内瑞円などが関係し、臨済宗、日蓮宗、天台宗、真言宗、時宗、浄土宗の僧職が加わり、会計監督として洪沢栄一、福地源一郎、益田孝、三野村利助、洪沢喜作、大倉喜八郎の協力を得て育児院開院の運びとなっている⁹⁾とあり多くの著名な人物や宗派が関与していることが分かる。なお、この「福田会育児院」については、本論のテーマである埼玉育児院と大きく関わりをもっている施設であり、埼玉育児院初期の理事・副院長の岩崎信雄は1902（明治35）年から5年間、福田会育児院司事を行っていた。

また、明治初期の廃仏毀釈の影響は埼玉県にも及んでいる。1868（明治元）年から1876（明治9）年までに廃寺になったのは548寺であり、埼玉育児院の初期の所在地比企郡でも5寺廃寺となっている¹⁰⁾。さらに、1889（明治22）年2月に帝国憲法が制定され信仰の自由が表明されるとキリスト教の発展を懸念して、多くの仏教徒がキリスト教に対抗する意味からも慈善事業に着手していった¹¹⁾。小島乗眞はこのような時代背景の中で、育児院の創設を企画していくことになる。

3 小島乗眞と發智庄平

乗眞と發智庄平との出会いは第Ⅰ編でも紹介しているが、根幹となる事実のため再掲する。乗眞は1914（大正3）年12月に發智庄平宅を訪問、この時、育児院のことを訴えているが、發智はすぐさま支援の約束を行うことはしていない。乗眞が1916（大正5）年に比企郡唐子村下唐子の有力者馬場源太郎へ窮状を訴え、馬場は親戚にあたる入間郡霞ヶ関村笠幡の大地主である發智庄平に相談を持ちかけ、同年11月25日發智庄平が育児院を訪れ事業の重要性を認め援助を約したことから始まる¹²⁾。

この馬場源太郎は地元の小作（約90名）の代表として地主総代と渡り合い要求を受け入れられないため大挙して役場に乱入、代表者の馬場は松山署に引き渡され5日後に放還されているとのとの当時の記事がある¹³⁾。この中で、發智家は大地主であり、馬場は小作人の代表とある。当時の慣例からして姻戚関係があったとは考えにくい。また、1921（大正10）年「埼玉育児院報新年號」に本院職員として、理事（庶務主任）となっている¹⁴⁾。このことから馬場源太郎が乗眞や發智と何らかの関係があったことは理解できる。このことについて、松山町の小作争議を調べ中で、馬場源太郎について、次のような文が書かれていた。「同人ハ同地方ノ名望家ニシテ、明治初年頃ハ数十町ノ土地ヲ有シテイタルモ今ハ僅カ三四反ヲ有スル小作階級ナリト雖、同人ノ親類ニハ西川武二郎、発地庄平等ノ地主アリテ今尚同村ニ於テ相当勢力アリ小作組合長格ナリ」とある¹⁵⁾。これにより、小作争議の代表を務めたことと、發智家と親戚であったことが検証できた。

つぎに、埼玉育児院の院長が乗眞ではなく、なぜ發智庄平になったのかをみていきたい。これには、埼玉育児院設立までの経緯が関係あると思える。表一2は埼玉育児院法人認可までの経緯である。1916(大正5)年11月25日、發智庄平が育児院を訪れ事業の重要性を認め援助を約してからの組織づくりの動きが急速に行われる。同年12月4日には發智が乗眞を澁澤榮一に紹介する。さらに、1917(大正6)年1月6日に社団法人設立発起人会を開催し、同年3月12日には、内務省へ社団法人社団法人設立許可申請書を提出している。僅か4か月で法人許可申請の

表一2 埼玉育児院法人認可までの経過(發智庄平との出会いから育児院社団法人発足まで)

年月日	内容
1914(大正3)年12月 1915(大正4)年3月 同年4月 同年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・乗眞が發智庄平宅に「埼玉育児院」協力依頼のための来訪を行う。 ※この時、發智は協力に関する回答をしていない。 ・主事小池氏、急性肺炎を併発。下血数十回危篤に瀕する。 ・日本弘道会会員秋葉徳次郎氏が来たりて、主事として応援してくれる。 ・「農村ニ於ケル年中行事ノ一ニ敷ヘラル、懇親會式ノ大遊ビト稱スル會合アリ」その席上で「他人ヲ煽動シテ反抗ノ聲ヲ煽リタル某々等兩三主唱ノ下ニ、一舉多額ノ淨財ヲ醜集シ之ヲ教養費中ニ加ヘラレタシト贈與セラル、アリ、加フルニ彼等ハ自ら進ミテ菅谷全村ノ有力家ヲ歴訪シ極力其ノ贊助ヲ求メ、更ニ多額ノ資金ヲ供給セラリタリ」ということが起こる。
1916(大正5)年 1916(大正5)年11月25日 同年12月4日 同年12月21、22日	<ul style="list-style-type: none"> ・乗眞が馬場源太郎氏へ窮状を訴える。 ・發智庄平が育児院を訪れ事業の重要性を認め援助を約した。 ・乗眞が發智庄平から澁澤榮一を紹介され院の説明を行う。 ・發智庄平本郡内有力家を歴訪し懇談する。
1917(大正6)年1月6日 1917(大正6)年3月12日 同年6月 同年6月14日 同年6月23日 同年7月17日 同年7月31日 同年8月1日 同年8月25日 同年8月27日 同年9月10日 同年10月1日 同年11月22日 同年11月24日 同年12月3日 同年12月21日 同年12月16日 同年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人設立発起人会を開催。 ・内務大臣あて社団法人設立許可申請書を、發智庄平氏を筆頭者にして提出。 ※ 比企郡菅谷村安養寺にあった養育院を、比企郡松山町5651番地(東松山箭弓神社側)に移転を計画。 ・澁澤男爵の紹介により、在京県人有志家を訪問して其の援助を求め、金1万円の基本金を作るべく運動を開始。 ・比企郡長から埼玉県知事に「埼玉育児院ニ関スル件」報告。^{注1} ・埼玉県内務部長から比企郡長へ調査請求。^{注2} ・比企郡長から埼玉県知事へ報告。^{注3} ・比企郡長から埼玉県内務部長へ「法人設立許可申請ニ関スル件」、法人設立者身元調、「埼玉育児院基本財産組成ニ関スル件」「法人維持計画並びに其の收支目論見(第一期大正7年より大正11年まで、第二期大正12年より)」を提出。 ・比企郡長から埼玉県地方課長へ ㊟報告。^{注4} ・小島乗眞から埼玉県地方課へ 申請に関する状況報告の依頼。 ・埼玉県地方課から小島乗眞へ 調査中との回答を通知。 ・島田俊夫「復命書」埼玉県知事、同内務部長、同地方課長あて。^{注5} ・「案」埼玉県内務部長から比企郡長あて。 ・比企郡長から埼玉県内務部長あて通知。 ・郡役所会議室に於ける協議会の決議により移転が決定。 ・比企郡長から埼玉県内務部長あて通知。 ・移転。 ・知事から内務大臣あて 「社団法人設置許可ノ件内務大臣ニ進達案」。
1918(大正7)年2月23日 同年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・内務大臣より社団法人設立許可の指令あり。「内務省玉地二号社団法人埼玉育児院設立ノ件通牒」。 ・社団法人埼玉育児院 設立登記。

出所：「埼玉育児院経過ニ関スル赤裸々ノ告白」、埼玉育児院『愛する心とこしえに 社会福祉法人埼玉育児院創立100周年記念誌』2012年、埼玉県立文書館所蔵埼玉県行政文書第902-1「社団法人埼玉育児院設立報告書」編綴書類から作成。

形を整えている。また、設立者の發智庄平、横川宗作、森田熊吉、金井柳作、岩崎信雄、小島乗眞の6名の内、横川宗作、森田熊吉は發智庄平が依頼したと考えられる。これは、「表—2 比企郡長から地方課長へ 秘 報告」の中で、設立者森田熊吉への聞き取りで、「森田氏に於テハ該事業ノ設立維持等ノ経営ニ付テハ容易ナラサルヲ認メ單ニ發智氏其人ノ人格ニ対シ同意シ居レルモ当分ノ所其事業等ノ為メ支出ヲ自己ヨリ為ササル旨確ト断リ單ニ發起者タルノ名前ヲ出シタルニ過サル由尚同氏ノ申サル、ニ發智氏并ニ院主小島ヲ除ク外ハ悉々森田氏ノ意見ト同一ナルベシ」といっていることからもうかがうことができる。

表—2「埼玉育児院法人認可までの経過」の中で、特に注目したいのが、表—2 下線の5つの書類である。

- ① 1917（大正6）年6月14日の比企郡長から埼玉県知事に「埼玉育児院ニ関スル件」報告^{注1)}。
- ② 同年6月23日、埼玉県内務部長から比企郡長へ調査請求^{注2)}。
- ③ 同年7月17日比企郡長から埼玉県知事へ報告^{注3)}。
- ④ 同年8月1日比企郡長から埼玉県地方課長への~~秘~~報告^{注4)}。
- ⑤ 同年9月10日付、島田俊夫「復命書」埼玉県知事、同内務部長、同地方課長あて^{注5)}。

この5つの書類から当時の法人設立認可の状況を見ていく。

まず、表—3の比企郡長から埼玉県知事に「埼玉育児院ニ関スル件」報告書である。下線部

表—3 比企郡長から埼玉県知事に「埼玉育児院ニ関スル件」報告^{注1)}

<p>親發第六二號ノ二 「埼玉育児院ニ関スル件」 本月八日郡下菅谷村安養寺内埼玉育児院事業調査ノ為出張候処当日ハ院主小島乗眞ハ寄附金募集ノ為上京中ノ由ニ有之事務員小池徳次ナル者在院ニ付其調査ヲ為サントシ會計其他ノ書類提出ヲ求メタルニ当日院主不在ノ為メ該関係書類ノ所在不明ナリト答ヘ更ニ提出無之随テ其他ノ事柄モ何等要領ヲ得ス而シテ例令院主不在ナリトスルモ創業以来五年後ノ今日至ルモ何等院主ニ於テ調査書及参考書等ノ備ヘナキハ不都合ノ次第ニ有之候間何レ院主帰院ノ上當衙ニ召喚充分注意可致筈ニ有之候得共不取敢右概況及報告候也</p> <p>追テ小島院主ハ寄附金募集ノタメ客月以来上京今尚帰院セズ 大正六年六月十四日</p> <p>埼玉縣知事 殿</p> <p style="text-align: right;">比企郡長</p>

※事務員小池徳重が小池徳次と書かれている。

出所：埼玉県立文書館所蔵埼玉県行政文書第902—1「社団法人埼玉育児院設立報告」編綴書類。

分にあるように、院主が不在であっても開設以来5年を経過しているのに調査書及び参考書等の用意がないのはけしからぬことであり、いずれ院主が帰院した時、当役所に出頭させ注意をする予定とあり、また、小島院主は寄附金募集のため引き続き東京へ行き今なお帰院していない、という状況を報告している。これに対して、県内務部長から、比企郡長あてに、至急取り調べを行うようにとの請求が表—4のとおり出されている。

表—4 埼玉県内務部長から比企郡長へ調査請求^{注2}

提出 大正六年六月 日	案
年六月廿三日	内務部長
比企郡長 宛	
五月二十二付ヲ以テ發智庄平外五名ヨリ法人設立許可ノ件ニツキ申請有之候處法人設立者身元調基本財産組成ニ関スルコト、法人維持計畫并ニ其収支目論見寄附金募集ノ方法及ビ其ノ見込額等詳細取調ノ上至急御回報相成度書類留置	
右照會ス	

出所：埼玉県立文書館所蔵埼玉県行政文書第902—1「社団法人埼玉育兒院設立報告書」編綴書類。

表—5 比企郡長から埼玉県知事へ報告^{注3}

庶収第三三八號六	
埼玉育兒院ニ関スル件	
本年六月十四日付親發第六二號ノ二ヲ以テ部内菅谷村埼玉育兒院ニ於ケル概況報告中小島院主寄附金募集ノ爲メ本年五月以來上京不在ノ件及報告置候處院主ハ尚引續キ在京中ノ處客月二十三日付六地収第二六九四號ノ二ヲ以テ法人設立者身元調其他ノ件御照會ノ次第モ有之旁々取調上當時同院主在院ノ儀豫告ヲ爲シ漸ク本月十二日帰院シタルニ依リ更ニ郡吏員ヲ派シ調査被致候處院内収容中ノ育兒ニ付テハ其後異動ナク且ツ健康情態等別狀無之候モ猶院外依託兒五人ノ内二人ハ大里郡熊谷町時計店及本郡玉川村岡本忠七等ノ篤志者保育ノ下ニ養育セラレ他ノ三人ニ付テハ曩ニ所轄警察署ノ手ヲ經テ調査ノ結果死亡又ハ依託者ニ對スル保育料未拂等ニテ名實伴ハサルモノアルハ甚タ遺憾トスル所ナリ然シテ同院維持經營ニ関スル諸帳簿整理方ニ関シテハ從來屢々督勵ヲ加フルモ兎角等閑ニ附シ最近去月八日該院巡視ノ際院主不在ノ爲メ小池事務員ニ對シ懇ニ諭示スルニ不拘依然寄附金事務ニ而モ奔走シツ、アリテ容易ニ其運ニ至ラサルガ爲メ之レカ怠慢ヲ反省セシメン爲別紙請書徵取セン次第有之候ニ付同請書記載ノ期限ニ於テ著々整理セシムバク督勵中ニ屬シ居リ候條右情況及報告候也	
大正六年七月十七日	比企郡長 印
埼玉縣知事 殿	

出所：埼玉県立文書館所蔵埼玉県行政文書第902—1「社団法人埼玉育兒院設立報告書」編綴書類。下線筆者。

表—5は「比企郡長から埼玉県知事へ報告」である。この中で、特に注目したいのは下線の部分である。埼玉育兒院は院内養育と委託児童を行っており1914（大正3）年では、院内児食費1人1か月平均2円50銭であるのに対して、委託時給食費は平均3円50銭にしている¹⁶⁾。ここで、院外依託児5名の内、一人は熊谷町時計店へ、もう一人は玉川村岡本忠七¹⁷⁾等篤志者の下に養育されているが、他の3名について以前に所轄警察署の調査結果では、死亡又は依頼者に対する保育料未払い等にて、書面と実際が伴わない。時々監督を行うが、とにかく物事を軽くみて先月8日、当院を巡視した際、院主不在のため、小池事務員に対しそのことを示したにもかかわらず、変わらず、変わらずに、寄付金事務に奔走して容易に会うことができないと、書かれている。ある意味、不正が発覚しているにもかかわらず、ことを軽くみて説明もせず、逃げ回っているとしか思えない様な状況がうかがえる。しかし、小島乗眞の性格からみてこのようなことはありえないと考える。筆者の考察になるが、乗眞は埼玉育兒院の法人化に際しても、自らの田畑を整理しその設立に関与している。宗教者としての自覚とプライドを持っている人である。逃げ隠れをするような人物ではないと研究を進めている中で推測した。

また、調査の中に表—6の「秘」という報告がある。これは設立許可申請が遅れた事情を関

表一六 比企郡長から埼玉県地方課長へ ㊟報告^{注4}

秘
<p>拜啓時下炎暑之候ニ候處益々御清勝之段奉賀候次ニ部内菅谷村埼玉育児院社團法人設立ニ関スル件ニ付 発起者發智庄平外数人ヨリ書面提出ノ件豫テ及進達置候處其後同院経営方針ニ関シ該発起者ノ一人森田 熊吉氏ノ意見ヲ聞キ候処該法人設立許可申請ノ運ニ至レル事情ハ本年三月日本徴兵生存保險株式会社埼 玉中部代理店主幹發智庄平氏ノ斡旋ニ依リ全事業ヲシテ孤児救濟事業ト連繋ヲ取り且ツ同会社經費ノ一 部即ち収入金ノ貳分ヲ補助シ以テ同会社ニ於テハ營利ヲ專ラトセス被保險加入者ト相俟テ慈善救濟事業 ヲ贊助シ得ル様計畫セラレ右發智氏ヨリ森田氏等ニ對シ全事業發起人タルノ同意ヲ求メラレタル次第ナ リ然ルニ森田氏ニ於テハ該事業ノ設立維持等ノ經營ニ付テハ容易ナラサルヲ認メ單ニ發智氏其人ノ人格 ニ對シ同意シ居レルモ當分ノ所其事業等ノ為メ支出ヲ自己ヨリ為サザル旨確ト断リ單ニ發起者タルノ名 前ヲ出シタルニ過サル由尚同氏ノ申サル、ニ發智氏并ニ院主小島ヲ除ク外ハ悉々森田氏ノ意見ト同一ナ ルベシトノ事ニ有之候間為御參考為右申進候</p>
草々敬具
大正六年八月一日
比企郡長
地方課長 殿

出所：埼玉県立文書館所蔵埼玉県行政文書第902—1「社団法人埼玉育児院設立報告書」編綴書類。下線筆者。

係者に聞いているものである。ここでは、法人設立者の一人である森田熊吉が、法人設立許可申請の遅れている分について、日本徴兵生存保險株式会社埼玉中部代理店主幹發智庄平の取り成しにより、同事業と孤児院救濟事業の連携をとり同時に会社經費の一部即ち収入金の10分の2を孤児院救濟事業に補助し、これを以て、同会社においては營利を全く目的としないことを被保險加入者と一緒に慈善救濟事業に賛同していただけるよう計画している、とある。育児院の一番の問題が安定的な資金確保であり、画期的な提案であると考えられる。

このような状況の中で、局面を一変させたのが1917（大正6）年9月10日付、島田俊夫の知事あての「復命書」である。県職員島田俊夫の「復命書」は、「埼玉育児院ノ創設并其経過ノ大件」、「被保護人員其取扱」、「収支及其財産状況」、「本院ノ将来法人設立及其ノ計画」からなっている。今回は小島乗眞にかかわる部分の「埼玉育児院ノ創設并其経過ノ大体」、「収支及其財産状況」についてみていきたい。

乗眞の状況については、下線にあるように「大正4年9月から本年1月現在まで、会員約450名が出資した予約額は3,977円60銭の収入となっているが、その収金は思うようにならず、本年1月現在の収金額はなんとか900円を得ただけであり、その経営は依然として困難を極め、一時は解散に傾きかけたが乗眞の努力により今日まで維持している」と、好意的に書かれている。

また、「同時に月々の他委託児に対する支払いを定期的に行わなかったのは本院の最大の欠点で、世論の疑惑の中心は全てそこに起因しており、誠に遺憾ではあるが、この事一つで乗眞の不正行為をあれこれというのは早まった解釈である」といっている。さらに、「人が彼に対して疑惑を述べるのは、彼がその収入の状況を明確にしていなかったためであり一応そのことは非難されるといえども、その実情から好意的に解釈すれば、（世間の）評判はあまりにも酷すぎ、むしろ、その心情はまさに不憫である」と付け足している。

表一七 島田俊夫「復命書」埼玉県知事，同内務部長，同地方課長あて^{注5}

【一、埼玉育兒院ノ創設并其経過ノ大体】及び「三、収支及其財産状況」から一部抜粋】
 一略一 代表者ハ院夫タル小島乗眞ニシテ其ノ維持方法ハ院夫ノ個人収入各自ノ労働ニ依ル収入及慈善家ノ隨時寄附金ヲ以テ永遠ニ維持セントスル計画ナリシガ其ノ経営極メテ困難ナリシヲ以テ大正三年一月本縣ノ許可ヲ得縣内一円ヲ区域トシテ向フ五ヶ年ヲ期シ寄附金募集ニ着手シタリ而シテ其ノ募集成績ハ大正四年九月ヨリ本年一月現在ニ依レバ會員約四百五十名其出資予約額三千九百七十七円六十錢ヲ得タリト雖モ其収金意ノ如クナラズ本年一月現在ノ収金ハ漸ク九百円ヲ得タルノミナルヲ以テ其ノ経営ハ依然トシテ困難ヲ極メ一時ハ解散ノ悲運ニ傾キタルコトナリシガ乗眞ノ努力ニ依リ漸ク其ノ維持ヲ遂ゲ今日ニ至レルナリ
 一略一 大正四年大正五年ニ於ケル會員ノ寄附金ハ約一千二百円ナルニ寄附金帖ヲ見ルトキハ前揚ノ如ク九百円許ニシテ其ノ間大ナル矛盾アリ其ノ他委託兒ニ対スル月々ノ送金ノ如キモ定期ニ之ヲ支拂ハズ是レ本院ノ一大欠点ニシテ今日院ガ世人疑惑ノ中心トナリタルモ皆茲ニ起因スルモノノ如クニシテ誠ニ遺憾トスル処ナリ然レトモ此ノ一事ヲ以テ彼レ乗眞ノ不正行為ヲ云々スルハ早計ニアラサルカ蓋シ院ガ常ニ窮乏ヲ極メ時ニ自己ノ所有物品ヲ質物トシテ漸ク其ノ日ノ生計ヲ全フシタルコト屢々アリタルノ状況等ヨリ察スレバ其ノ決算ハ決算ニアラズ一片ノ予算トモ見ルベキモノニシテ其ノ実院ノ収入ハソレ以下ノモノノ如ク事實委託費用ノ支拂ニモ窮シ心ナラズモ送金ヲ怠リタルモノニシテ寧ロ其ノ状憐ムベク仮ニ決算書ヲ信ナリトスルモ一月約百円餘ノ収入ニテハ其ノ間ニ於テ彼レガ不正行為ヲナシタルモノトモ思ハレズ且ツ孤兒ノ營養狀況院父母ニ親ムノ狀況其ノ他彼レ等ノ生活状態等ヨリ察スレバ益々其ノ不正行為ヲ断スルノ理由ニ乏シキカ如シ、尤モ一面ニ於テ其ノ家族ガ院ノ為メニ自己ノ衣食ヲ補ヒツ、アルアルコトハ事實ナルヘシト雖モ然モ自身亦私財ヲ院ニ提供シツ、アルモノナレバコレ等ハ彼レ等ガ経営ノ報酬トモ見ラルベク不已得モノニシテ□□多クノ孤兒院ガ孤兒ヲ衣食ノ資トシ安逸ニ耽ルガ如キト同日ニ論スヘキモノニ非サルヘシ世人ガ彼レニ対シテ疑惑ヲ□□ムハ彼レガ其ノ収支ノ狀況ヲ明確ニセサルガ為メニシテ一応尤ノ次第ナルベシト雖モ□□如ク其ノ実状ヲ□□ニ察スレバ世評ハ餘リニ酷ニ失シ寧ロ其ノ心状憐ムニ足ルヘキモノアリ
 次ニ本院ノ財産ハ目下備品トシテ自轉車三臺(一八五円位)ト基本金トシテ予約中ノ八百円アルノミニシテ他ニ何等財産ト目スヘキモノナシ而シテ其ノ負債ハ目下百九十三円八十一錢五厘ナリ右ハ法人設立ノ際乗眞ノ私有地(畑)ヲ賣却シテ之レニ充ツル予定ナリ 一略一

出所：埼玉県立文書館所蔵埼玉県行政文書第902—1「社団法人埼玉育兒院設立報告書」編綴書類。下線筆者。

筆者は、これら一連の対応は、事務員小池徳重によるものが大きいと考える。「埼玉育兒院ニ関スル件」報告書にある「院主不在ナリトスルモ創業以来五年後ノ今日至ルモ何等院主ニ於テ調査書及参考書等ノ備ナキハ不都合ノ次第ニ有」はその通りであり、事務員がその役割を果たしていないと考える。

しかし、「その負債は今のところ193円81銭5厘になっている。ただし、法人設立の際乗眞の私有地(畑)を売却してこれを埋める予定である」といつている。つまり、この負債を埋めることが法人設立許可の条件となっていることを報告書では述べている。このため事前に1917(大正6)年1月6日社団法人設立発起人会で、小島乗眞は育兒院設立以来の院の負債を父より与えられた山林8反3畝14歩、畑6畝4歩を売却清算し、日用器具はすべて法人に寄付することを約している²⁰⁾。

また、發智としてみれば、日本徴兵生存保險株式会社埼玉中部代理店主幹としての立場から、同事業の10分の2を埼玉育兒院への救済事業に補助することを画策し、事を計画的に進めている中でのことであり、世間の評は澁澤榮一を紹介したところからも乗眞への非難につながると思われる。

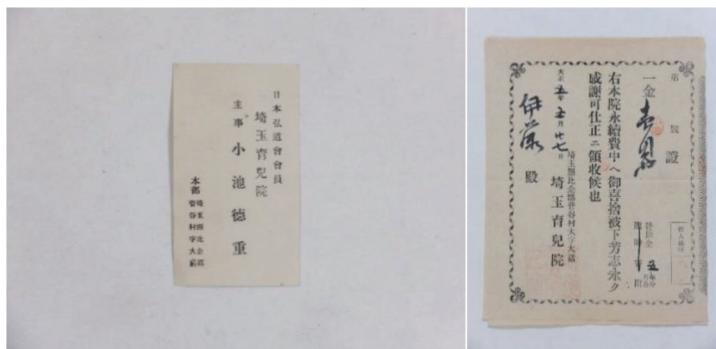
さらに、島田俊夫の「復命書」の後、1917(大正6)11月24日比企郡長から埼玉県内務部長

あて通知の中に、「本日廿二日付六地収第二六九四号ノ五ヲ以テ御照会ニ係ル法人設立ノ件本日同発起人タル小島乗眞登庁ニ付調査候処右申請書ニ関シ近々ノ内發智庄平氏出県打合セノ上提出可致手配ニ相成居候旨申出有之候条此段及報告候也¹⁹⁾」といている。乗眞には調査を行いとあり、發智には打ち合わせしとある。役所の両者に対する対応の違いも明確になっている。つまり、小島乗眞では育児院を運営することは困難であり、發智庄平を代表にするべきであるとの意図的な動きが感じられる。

もう一つ気になるのが、小島乗眞の「埼玉育児院経過ニ関スル赤裸々ノ告白（以下、「赤裸々ノ告白」という。）」の中にある日本弘道会の秋葉徳次郎なる人物である。發智庄平が「埼玉育児院」にかかわったのは、1916（大正5）年11月25日に發智庄平が埼玉育児院を訪れ事業の重要性を認め援助を約したとなっているが、「赤裸々ノ告白」では、まだ、檀徒との関係が悪かった1915（大正4）年に「全然事業継続ノ見込ナシトテ又モヤ事業ノ中止カ住職引退カヲ迫ルニ及ビタリシモ、当時入間学友会頭發智庄平氏、本郡高坂村正法寺住職小谷野忍海師、等ノ知所トナリ極力援助ヲ与ヘラレ、幸ニ事ナキヲ得タリ²⁰⁾」といている。ここでも、發智庄平が関係している。

また、1915（大正4）年2月下旬から5月中旬まで事務員の小池徳重が病気で休んでいる中、日本弘道会の秋葉徳次郎なる人物が4月から主事として応援してくれていることである²¹⁾。秋葉徳次郎は1917（大正6）年1月15日から日本弘道会の拡張委員になっている²²⁾。これらのことから、發智庄平は黒須銀行松山支店の足掛かりとして、「埼玉育児院」を支援したのではないかと推察できる。このため、事前に日本弘道会の秋葉を主事として入れ、その実情を探ったと考えることもできる。

それを裏付ける資料が埼玉県比企郡小川町の伊藤家から見つかった、小池徳重の名刺と寄付の領収書である。名刺には、「日本弘道会会員埼玉育児院主事小池徳重 本部 埼玉縣比企郡菅谷村字大蔵」と書かれている。住所のところの「所在地」としないで「本部」という表現を用いている。また、寄付の領収書が残っている。日付は1916（大正5）年5月27日となってお



出所：伊藤五郎家（小川町）育児院書類から掲載。

り、「右本院永續中へ御喜捨被下芳志永ク感謝可仕正ニ領収候也」とあり、住所は埼玉縣比企郡菅谷村大字大蔵となっている。さらに、扱人証印欄に小池の個人印を押している。扱人証印に小池の個人印が押されているのは大正5年の証書だけであり、後は育児院の角印となっている。そのため、この名刺は1916（大正5）年5月27日に渡されたと考えられる。つまり小池は、早い時期に日本弘道会の会員になっていることが分かる。

ここからは、推測も加わるが、1916（大正5）年11月25日發智庄平育児院を訪れ事業の重要性を認め援助を約したとあるが、むしろその前から、小島乗眞が最も信頼していた事務員の小池徳重を引き入れ、その地盤を秋葉徳次郎に調査させ、埼玉育児院の松山移転と法人化を図ったのではないかと考える。これらのことを考えると、1915（大正4）年に小池が本当に3月から5月中旬まで病気になって休んだのかも疑いたくなる。秋葉徳次郎が主事として応援している時に、乗眞自身が「赤裸々ノ告白」の中で、「嗚呼一大奇蹟、回顧スルダニ不可思議ノ感ニ堪へズ、小池主事ノ病勢、最モ盛ンナリシ大正四年四月三日、一中略一人ヲ煽動シテ反抗ノ聲ヲ煽リタル某々等両三主唱ノ下ニ、一舉多額ノ淨財ヲ醜集シ之ヲ教養費中ニ加ヘラレタシト贈與セラル、アリ、加フルニ彼等ハ自ラ進ミテ菅谷全村ノ有力家ヲ歴訪シ極力其ノ賛助ヲ求メ、更ニ多額ノ資金ヲ供給セラリタリ²³⁾」とある。このいきさつから考えると、これは日本弘道会のメンバーによるものではないかと思われる。つまり、1915（大正4）年の段階で、發智庄平は埼玉育児院の状況をすべて掴んでおり、育児院への反対をする代表三氏に対して、日本弘道会のメンバーが地元の有力者から賛助金を集めそれを示したということになる。

4 埼玉育児院の松山時代

1917（大正6）年12月16日午後2時村内多数見送りの下に菅谷村から一同馬車にて出発3時に松山町の箭弓神社に着く。仮住まいの東松山の長多屋に埼玉育児院が移転した。1918（大正7）年2月23日に社団法人設立の許可があり、3月12日役員選挙を終えて、埼玉育児院の新たなスタートがなされた。ここから実際の経営権は發智庄平となり、乗眞は理事・院父となる。

表—8 初期埼玉育児院の体制

役職		氏名	役職		氏名
名誉顧問	男爵	澁澤榮一	理事	院長	發智庄平
名誉顧問	正五位勲四等	岡田忠彦	理事	副院長	岩崎信雄
顧問	比企郡長	武田熊蔵	理事	会計主任	金井塚照郷
顧問	入間郡長	村松武美	理事	庶務主任	馬場源太郎
顧問	大里郡長	市川春太郎	理事	教養主任(院父)	小島乗眞

埼玉育児院初期の軌跡Ⅱ（大塚良一）

顧問	北足立郡長	石井半左衛門	理事		小林太一郎
顧問	秩父郡長	安藤袈裟一	理事		吉田由太郎
顧問	児玉郡長	小川興之助	理事		根岸伴七
顧問	南埼玉郡長	間宮龍寅	理事		森田熊吉
顧問	北埼玉郡長	秋庭準一郎	理事		加藤忠雄
顧問	北葛飾郡長	福邑正樹	理事		横川宗作
監事		小高秀一郎	理事		笠原芳孝
監事		長井大禪	理事		横川禎三
常議員		吉田由太郎	職員	保育主任(院母)	小島たつ(子)
常議員		馬場源太郎	職員	助手	小島藤枝
常議員		金井塚照郷	職員	書記	白石良範
常議員		吉野多三郎	支部	入間郡川越廓町	小池徳重
常議員		杉田百之助	支部	熊谷聖天町	秋葉徳次郎
常議員		幡佐辨	支部	大宮町川越新道	山本奎之助
常議員		八角憲広	常議員		関根茂十郎
常議員		市原文田	常議員		松崎和重郎
常議員		石川菊次郎	常議員		丸山本随
常議員		内山道賢	常議員		山岸章佑
常議員		鯨井忠久	常議員		大木隆次郎
			常議員		眞伯了泰

出所：筆者所有『埼玉育児院要覧』1919年から抜粋。

新体制により、1919（大正8）年6月13日松山町大字松山字箭弓町5657番1、5657番2の土地を購入し、同年9月8日に新院舎が完成する。この場所であるが、現在の東松山市箭弓神社の参道に面していると考えられる。『埼玉県写真帳』みると敷地はかなり広く平屋建てで門よりまっすぐな道がある。また、利根川俊吾写真集（1981）の写真を見ると右下に箭弓神社の参道のような仕切りがみられる。現在は駐車場になっている。



出所：小川町歴史研究家、内田康男氏所蔵。埼玉縣廳『埼玉県写真帳』警眼社1921年から複写。



出所：左は利根川俊吾『ふるさとの思い出写真集明治・大正・昭和東松山』国書刊行会1981年、112頁から複写。右、筆者撮影「箭弓神社旧参道から埼玉育児院があったと思われる場所」を筆者撮影。

新たな体制の中で、乗眞は理事ではあるが一職員の身分となる。1919（大正8）年埼玉育児院予算書によると、教養主任月額20円、保育主任月額10円、同助手月額10円となっている²⁴⁾。

さて、ここから發智庄平の経営者としての手腕が発揮される。發智庄平は1918（大正7）年11月25日付で、旧松山町本4番地に黒須銀行松山支店を開設する²⁵⁾。この支配人に金井塚照郷を充てている²⁶⁾。つまり、埼玉育児院の会計主任は黒須銀行東松山支店の支配人ということになる。ちなみに、会計主任の給与は1919（大正8）年埼玉育児院予算書では月額二円五十銭を計上しているが、決算書では月額三十円となっている。当然、取引銀行は黒須銀行であり、同年の決算額は六千六十七円四百五十銭となっている。内、積立金額は二千百円である²⁷⁾。

このころから、対外的に小島乗眞の存在を埼玉育児院から遠ざけるような動きがみられる。その兆候は1918（大正7）年に発刊された『埼玉育児院月報第壹號』からうかがえる。この中で、「明治天皇聖徳記念事業埼玉育児院社団法人設立趣意書」が掲載されているが、大正六年一月設立発起人發智庄平外50人が記載されているが、その中に小島乗眞の名前がない。



※大正6年6月1日設立発起人とあり、50人の名前が掲載されているが小島乗眞の名前だけが記載されていない。
出所：筆者所蔵『埼玉育児院月報第壹號』1918年、20頁。

また、1918（大正7）年5月14日第一回社員総会の記事も同誌にあるが、事業報告は庶務主任が行っており乗眞の挨拶等はない。さらに、些細なことではあるが、同日の澁澤榮一を歓迎しての名所案内や祝賀会等への乗眞参加の記載がない²⁸⁾。この記念すべき埼玉育児院月報第壹號の中に、小島乗眞という言葉は常議員の八角憲廣の挨拶に僅かに出ていることと、日誌抜抄に安養寺からの移転時の様子が書かれているだけであり、意図的に消されているようにも思える。

さらに、気になるのが、1919（大正8）年2月18日に乗眞が埼玉育児院の件で、澁澤榮一宅に伺っていることである。この時にどのような話がなされたかについての記載がないが、同年1月24日の發智庄平訪問の後の訪問になっている。發智正平と小島乗眞との関係が、良好ではないように思える。

ただ、1920（大正9）年については1921（大正10）年「埼玉育児院報」に「大正9年（自四月至十一月）重要事項」みると、6月3日、小島院父中央慈善協会主催全国社会事業大会参列のため出京、6月26日、東京神田青年会館に於いて慈善音楽会開催来会者二千余名頗る盛会を極め純益金九百余円を得たり²⁹⁾とある。その運営についてはまだ、乗眞が中心であったと考えられる。

5 小島乗眞の埼玉育児院辞職とその後の足跡

1922（大正11）年2月2日付『東京日日新聞埼玉版』に「埼玉育児院の刷新方を陳情 創立者小島氏退く」とある。この新聞内容だけでは、状況の確認に迫るのは難しいが、この中の「小島乗眞氏に對し事務員等の不平あり」というのは何だったのか、さらに、「小島氏の隱退を幸各事務員が横暴な振舞ばかりなすので昨年七月縣社会課長より懇なる戒告を受くるに至り」とあるため、1921（大正10）年7月前後に小島乗眞が埼玉育児院を辞職していることになる。さらに、この各事務員が原因で小島乗眞が埼玉育児院を辞める理由になったと考察できる。

埼玉育児院の刷新方を陳情 創立者小島氏退く

比企郡松山町社團法人埼玉孤兒院は大正七年中澁澤子、堀内知事發智庄平氏等主唱となり縣下各有力者の齎金により創立され以來其施設益好成績を擧げて居たが昨春來最初の創立者同郡菅谷村小島乗眞氏に對し事務員等の不平あり引續き暗闘の結果遂に小島氏は同院を辭するに至りたるが以來院内の紊亂益甚だしく小島氏の隱退を幸各事務員が横暴な振舞ばかりなすので昨年七月縣社会課長より懇なる戒告を受くるに至りしが今回地元松山町地方有力者は同院の紊亂を嘆き何とか之が刷新を圖るべく縣当局に陳情すべしと

出所：『東京日日新聞埼玉版』大正十一年二月二日付、新聞記載文。

小島乗眞が辞めた後は、1923（大正12）年の「埼玉育児院報」で、「昨年、3月より院父として任院の身となり³⁰⁾」と述べていることから小池徳重が、二代目院父についていることが分かる。この新聞報道の「各事務員の不平」という点を見ると、当時の会計主任は金井塚照郷で

ある。これは、これまでの経緯から考えると、住み込みで対応していた小島乗眞一家を埼玉育児院から切り離しているようにも思える。小島の埼玉育児院での足跡が最後に確認できるのは1921（大正10）年11月30日発行の「埼玉育児院報日誌抜抄」である。8月13日に「當地盂蘭盆ニツ就キ佛前ニ精霊棚ヲ設備シ午後六時小島院父院兄一同ヲ伴ヒ福聚寺境内本院墓地へ参拝セシメ精霊迎ヲ為ス³⁶⁾」とある。

このことから、乗眞はこの後の1921（大正10）年8月以降に埼玉育児院を辞めていることが分かる。なお、今回、乗眞の支援を早くから行っていた大木隆次郎の子孫の方が保有していた小島乗眞が書いた比企郡長秋葉保雄あての「陳情書」（控と思われる物）が発見された。その中に、1921（大正10）年12月25日に辞めていることが記載されている。この「陳情書」に関しては、後日明らかにしていくが、第二の「赤裸々の告白」ともいえるもので、内容も衝撃的なものとなっている。この中には、事務員白石が行った育児院に関する横暴が克明に描かれている。

また、ここからの乗眞について具体的にふれているのは、葦塚一三郎、金子吉衛（1983）だけであり、前述の埼玉育児院引っ越し時のエピソードなどから乗眞の娘である角谷三千枝にインタビューをしての情報だと考えられる。「悩みに悩んだ末小島は院から身を引き、大正十年のころ、浦和の県庁に勤め松山から通うようになった。ちょうどそのころ、埼玉県でも部落改善事業に取りかかることになったので小島はこの仕事に携わっていた³⁷⁾」と書いている。乗眞が埼玉育児院を辞めたのが1921（大正10）年ごろというのは、この新聞報道からも正確な情報であると分かる。

また、当時の『埼玉縣職員録』によると1921（大正10）年7月1日付け名簿には乗眞の名前はなく³⁸⁾、次の1922（大正11）年7月1日現在のものには「社会課巡回指導員嘱託月手當三十五圓 小島乗眞³⁹⁾」とあり、翌年の1923（大正12）年7月1日現在のものには名前はなく乗眞が担当していた社会課巡回指導員嘱託の名称が部落改善事務嘱託となっている⁴⁰⁾。このことから、乗眞は1922（大正11）年4月から翌年3月まで在職したとみることができる。

社会課 巡回指導員 嘱託	七 月 一 日	秋 元 富 三
巡回指導員 嘱託	六 月 一 日	田 中 弘 治
巡回指導員 嘱託	四 月 一 日	田 口 一 郎
巡回指導員 嘱託	三 月 一 日	小 島 乗 眞

出所：埼玉県知事官房『埼玉縣職員録 7月1日付』1922（大正11）年、18頁。

さらに、部落改善事業については、1922（大正11）年4月に埼玉県水平社設立大会が開催されていること⁴¹⁾。また、乗眞が所属をしていた内務部社会課は、埼玉県教育史に「大正十年四月一日、内務部に社会課を設置し、広く社会事業一般のほか、部落改善に関することなどを所掌させた⁴²⁾」とあり、角谷三千枝のいう部落改善事業に取り組んでいたという記載が、これにより検証できた。

ちなみに、乗眞の住まいのある松山（現東松山）から県庁に通ったとしたら、当時の鉄道状況からするとかなり大変であったと想像できる。1887（明治20）年ごろ、埼玉県庁を熊谷に置くか、浦和に置くかの運動があった。このような状況で、小松原知事は1890（明治23）年9月、内務大臣に願いで県庁を浦和におく勅令の交付を受けることに成功した⁴³⁾。このため、乗眞が通ったという県庁は浦和になる。松山から浦和までの通勤時間は現在でも1時間30分はかかる。1922（大正11）年では東上線は坂戸駅までの開通で、武州松山駅が開通するのは1923（大正12）年10月1日であり、通勤は難しいと考える。

さらに、荻塚一三郎、金子吉衛（1983）は「その後、大塚の養育院（現都立養育院）に一時務めたという。大塚の養育院は関東大震災後、板橋に移転しているから、大正12年9月すでに小島は故郷をあとに東京で単身暮らしをしていたようだ⁴⁴⁾」といている。これは、東京都養育院のことだと考えられる。東京都養育院は東京旧加賀藩邸跡長屋に営繕会議所付属養育院として開設した。4日後には浅草、翌年上野護国院跡に移転。市制施行により1890（明治23）年に市所管となりこの間、神田、本所を経て1896（明治29）年に大塚に移転。関東大震災後の1923（大正12）年に本院を板橋に移転している⁴⁵⁾。

なお、「大正十四年ころ、妻たつ（子）も育児院を辞めて娘三千枝とともに東京で小島と一緒に暮らすこととなったが、小島は定職もなく、妻娘の厄介になるという落魄の身となった⁴⁶⁾」とある。その後、1931（昭和6）年、享年54歳でなくなるのだが、それから数年後、1935（昭和10）年、乗眞を知る東松山付近の天台宗の僧侶たちは彼のために法要を営み、その遺骨を東松山福聚寺に葬ったとされている⁴⁷⁾。また、安養寺第四十六世鶴岡信良住職は、私は父（鶴岡福田師）から「乗眞は東京で野垂れ死にをしたと伝え聞いている」とのことと、「亡くなった後、妻たつ（子）が遺骨を抱えて困っていたことにより、松山時代の埼玉育児院近くの福聚寺に天台宗同区の住職で葬ったと聞いている」との情報をいただく。

乗眞の埼玉育児院を退いた情報については、近親の者のみ知る情報であると思えることから、荻塚一三郎、金子吉衛が乗眞の娘である角谷三千枝に直接話を聞き得たものだと確認でき、またこのような末路であったことが検証できた。

この中で、一つ疑問になるのはなぜ妻たつ（子）は乗眞の墓を建立しなかったかである。当時の情勢をみると金銭的余裕がなかったとも考えられるが、強いていえるとしたら乗眞の性格から、妻と離婚し埼玉育児院を離れたのではないかと考察できる。そのため亡くなった後の遺骨の埋葬に困り、岩崎信雄にお願いしたのではないかと推察できる。

また、埼玉仏教百年史（1977）の中に、大鳥見道住職が「経営が苦しかったらしく、岩槻の慈恩寺を訪ねたとき、冬だったのに夏服をきて、あまりみすぼらしく困っている様子だったので、正月餅などをあげた記憶がある⁴⁸⁾」と述べている。これは、埼玉育児院時代ではなく、東京で生活している時のことではないかと想定できる。

乗眞の最後は不遇といわれるが、「寺ヲ捨テ妻ヲ捨テ孤兒ト共ニ餓死スルノ覚悟ヲ以テ檀徒ノ反抗モ家族ノ懇請モ平然知ラザルヲ装ヘリ」が乗眞の心情であり、寧ろ、埼玉育児院という、当時、誰もが不可能と思われていた大きな事業を成し遂げた孤高さをもって亡くなったと思いたい。

なお、乗眞の墓が、安養寺境内にあるが、鶴岡信良住職から「ここには遺骨はなく、墓の建立だけされている。遺骨は松山町福聚寺の埼玉育児院の子どもと一緒にある」との言葉をいただく。



※ 左が安養寺にある乗眞の墓（平成8年建立）。右が乗眞の遺骨が納められているという福聚寺の墓。福聚寺の墓は、無縁仏の集合墓地になっており、乗眞の墓は識別できない。鶴岡信良住職の言われるように埼玉育児院の子供たちの石碑（写真中央）と一緒にあると思える。
出所：筆者撮影。

6 おわりに

全体を整理する意味で、少し原点に戻ると、1914（大正3）年12月に乗眞が発智庄平宅を訪問してから、1916（大正5）年12月の社団法人設立発起人会を開催までに、事務員の小池徳重が病気になる、日本弘道会の秋葉徳次郎なる人物が主事を行い、育児院の不正が発覚する。その責任がすべて乗眞の責任になっており、事務員の小池徳重も正確に乗眞に状況を伝えていないことが分かる。また、事務員の小池徳重は早い段階で日本弘道会に加入している。さらに、育児院に反対していた檀家3人に対して、何らかの圧力があり、育児院に対して反対の意見がいえなくなっている。

発智庄平が育児院を訪れ、援助を約したのが1916（大正5）年11月25日であり、僅か、4か月後の1917（大正6）年3月12日には、内務省への社団法人設立許可申請書を、発智庄平を筆頭者として提出している。

これらの流れをみると、社団法人設立発起人会には日本弘道会が大きくかかわっていることが分かる。このことについては、小島乗眞を中心とした本論文では解き明かせないため、埼玉育児院のもう一人の主役である發智庄平を中心とした「埼玉育児院初期の軌跡Ⅲ—發智庄平と埼玉育児院—」の中で考察することとする。なお、この論文については、大木隆次郎の子孫の方が保有していた小島乗眞から比企郡長秋葉保雄あての「陳情書」(控と思われる物)を基に、埼玉育児院院長と黒須銀行頭取としての立場から論を展開したい。また、大木隆次郎は乗眞の最初の支援者であり、埼玉育児院の常議員にもなっている。

今回、いくつかの新しい発見ができたことを整理しておく。

(1) 埼玉育児院の法人に認可にあたっては、日本弘道会のメンバーが動いており、小島乗眞が信頼していた小池徳重も同会のメンバーに1916(大正5)年5月の段階でなっている。

(2) 小島乗眞が自ら所有していた土地を手放したのは、埼玉育児院法人許可にあたり、旧育児院の借財の整理のためであったことが確認できた。

(3) 1918(大正7)年2月23日に社団法人設立の許可があり、3月12日役員選挙を終えて、埼玉育児院の新たなスタートがなされ、経営権が發智庄平となり、乗眞が理事・院父となると、対外的に乗眞の存在を埼玉育児院から遠ざけるような動きがみられた。

(4) 小島乗眞が松山時代に埼玉育児院から離れて生活する理由と時期、また松山時代の小島乗眞の住所などが分かった。

(5) 小島乗眞が埼玉育児院を辞めた理由が、事務員との軋轢であったことが確認できた。

(6) 松山から川越への移転については、埼玉育児院の財政問題の背景に、黒須銀行の危機や、合併問題がその根幹にあった。

※ 黒須銀行、日本弘道会の動きについては、「埼玉育児院初期の軌跡Ⅲ—發智庄平と埼玉育児院—」の中で、さらに追及していくこととする。

(7) 小島乗眞が埼玉育児院を辞め、一時県職員として働いていたことが確認できた。

(8) 乗眞の墓が安養寺にあるが(平成8年建立)、遺骨はなく松山町福聚寺で埋葬されたとき納められていることが分かった。

埼玉育児院を離れた乗眞には何も残されておらず、安養寺第四十六世鶴岡信良住職が父から聞いた「乗眞は東京で野垂れ死にをした」との言葉は、乗眞の最後を的確に表現した言葉であると思える。明治初期の廃仏毀釈の流れの中で、キリスト教徒が育児院や盲学校、女学校を建設していく中で、福田会育児院の育児院活動から何らかの影響を受け、育児院を創設した小島乗眞は發智庄平という大きな人物に飲み込まれていったと筆者は考察する。

なお、本研究を、佛教大学の紀要に発表できることについては、小島乗眞と筆者との因縁のようなものを感じる。偶然に見つけた埼玉育児院の資料から、小島乗眞についての研究を思い立ち、郷土史家内田康男の協力を得て、本論文をまとめることができた。さらに、研究者としての道を求めていた時に偶然、同大学の公募に応募し、本研究を佛教大学の一員として発表す

ることができた。この流れは小島乗眞が望んでいたようにも思える。

最後に、小島乗眞という仏教徒が、育児院という無謀ともいえる活動に挑戦したことの成果は、現在もその育児院が存続していることにあると考える。小島乗眞が地元の偉人として、語り継がれることを、社会福祉の一研究者として望むものである。

[参考・引用文献]

- 1) 日本社会事業大学救貧制度研究会『日本の救貧制度』勁草書房1960年、74頁。
- 2) 前掲1) p87。
- 3) 内閣官報局『法令全書』1888年、256頁。
- 4) 前掲1) p77-78。
- 5) 国立国会図書館「松方正義—近代日本人の肖像」(ndl.go.jp) 2021年6月21日閲覧。
- 6) 2016.11.21, 「明治期の日田に児童福祉の先駆的施設『養育館』 門前に子を置くこと容認」『西日本新聞me』(nishinippon.co.jp) 2021年6月21日閲覧。
注) 「米搗き」とは玄米をついて白米にする作業のこと。
- 7) 松方正義『松侯訓話』鹿児島報徳会1910、56～57頁。
- 8) 野口武悟・宇都榮子・菅田理一・土井直子「福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討」『専修大学社会科学年報（第45号）』2011、129頁。
- 9) 前掲8) p p 129-130。
- 10) 第二十五回全日本仏教徒会議埼玉大会実行委員会『埼玉仏教百年史』文平社、1977年、17頁。
- 11) 埼玉県編集・発行『新編埼玉県史通史編6』1989年、1057頁。
- 12) 埼玉育児院『愛する心とこしえに 社会福祉法人埼玉育児院創立100周年記念誌』2012年、30頁。
- 13) 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 農村 (3-043)「新愛知 1921.12.7 (大正10) 小作、暴民と化し 役場の建具を破壊」神戸大学 電子図書館システム—一次情報表示—(kobe-u.ac.jp) 2021年6月21日閲覧。
- 14) 『埼玉育児院報新年號』1921年、表紙に本院職員として、理事(庶務主任)として、8番目に記載されている。
- 15) 東松山市教育委員会事務局市史編さん課『東松山市史資料編第4巻近・現代編』1984年、310頁。なお、記載には「発地」と書かれている。
- 16) 埼玉県立文書館所蔵埼玉県行政文書第902-1「社団法人埼玉育児院設立報告書」編綴書類「大正三年歳入出決算」。
- 17) 岡本忠七は玉川村第14代村長(大正4年10月6日～大正8年10月5日)であり、収入役、助役等も歴任している。玉川村教育委員会『玉川村史 通史編』1991年、718頁。
- 18) 「埼玉育児院経過二関スル赤裸々ノ告白」の中に、「同年十二月四日男爵ニ謁シテ委曲陳述スル所アリ、快ク将来極力援助ノ声明ヲ受け、感激殆ンド云フ所ヲ知ラズ同月廿一・二両日、發智氏親ヲ本郡内有力家ヲ歴訪シ懇談スル所アリ大正六年一月六日、社団法人設立發起人会ヲ院内ニ開催シ、余ハ父ヨリ伝ヘラレタル山林八反三畝十四分、畑六畝四歩ヲ売却シ、創立以来法人組織以前ノ負債全部ヲ償却シ、更ニ日用器具悉皆ヲ法人ニ寄附シ真ニ赤裸々ノ身トナリ、弥々具体的組織ノ機運ニ際合シ、転々今昔ノ感ニ堪ヘズ」とある。
- 19) 埼玉県文書館所蔵埼玉県行政文書第902-1「社団法人埼玉育児院設立報告書」編綴書類。
- 20) 前掲19)。

- 21) 前掲19)。
- 22) 日本弘道会『日本弘道會四十年志』1918年. 1567頁。
- 23) 前掲19)。
- 24) 前掲19)。
- 25) 前掲19)。
- 26) 古谷喜十郎編集兼発行『黒須銀行史』細川活版所1920年. 73頁。
- 27) 前掲19)。
- 28) 埼玉育兒院『埼玉育兒院月報第壹號』1918年. 20～26頁。
- 29) 前掲14) p30。
- 30) 1923(大正12)年「埼玉育兒院報」に院父小池徳重「人知れぬ悩み」が掲載。
- 31) 入間市史編さん室『入間市史調査集録第5号』山陽印刷1985年. 91頁。
- 32) 前掲31) p113。
- 33) 入間市史編さん室『入間市史』入間市1996年. 779頁に、「黒須銀行には日本弘道会本部・青年部からも預金がなされており、明治四十二年度には本部の全預金一万二六九円三八銭の四九分にあたる五〇二九円一三銭が預金された」とある。
- 34) 埼玉育兒院『埼玉育兒院報』1921年. 8頁。筆者所蔵。
- 35) 前掲34) p3。
- 36) 『埼玉育兒院報』1921年(11月号). 2頁。
- 37) 前掲31) p113。
- 38) 葦塚一三郎, 金子吉衛著『埼玉の先人渋沢栄一』さきたま出版会1983年. 220。
- 39) 埼玉縣知事官房『埼玉縣職員録』関東印刷株式会社1921年. 15頁。
- 40) 埼玉縣知事官房『埼玉縣職員録』関東印刷株式会社1922年. 18頁。
- 41) 埼玉県庁HP「埼玉県現代史年表」5-01b.pdf (saitama.lg.jp) 2021年6月21日閲覧。
- 42) 埼玉県『埼玉県行政史第二巻』1990年. 398頁。
- 43) 埼玉県『埼玉県史通史編5近代1』1986年. 601頁。
- 44) 前掲38) p220。
- 45) 社会福祉辞典編集委員会『社会福祉辞典』大月書店2002年. 395頁。
- 46) 前掲38) p220。
- 47) 前掲38) p220。
- 48) 第二十五回全日本仏教徒会議埼玉大会実行委員会『埼玉仏教百年史』1977年. 51頁。

(おおつか りょういち 幼児教育学科)

2023年10月20日受理

